

147 (判例評論 663号 17)

(3) 本件の争点は、①法律と条例の関係、②繰越欠損金の取扱いの二点に集約できるが、第一審判決（横浜地裁平成二〇年三月一九日判決・判例時報二〇二〇号二九頁）は原告勝訴の判決を下し、①について、法定外税の取扱いにつき、「法定外税の創設により法定税率に係る規定の趣旨に反する課税をすることは、道府県において法定税を法定の準則に従い課すべきものとした地方税法の趣旨に反し許されず、同法（筆者注・地方税法）二五九条ないし二九〇条に規定する要件及び手続を満たしたかどうかにかかわらず、違法というべきである。」と判示した。また、総務大臣の同意を要する協議制度及び不同意事由の趣旨については、「同条各号（筆者注・地方税法二六一条各号）の事由が、上記のような異なる行政主体間の施策の整合性を確保するという趣旨を超えて、『租税一般原則』といった観点から法定外税の適法性を審査するためのものであるとは解することができない。」と判示した。

次に、②の繰越欠損金の取扱いに対する問題である。本件条例は、企業税の課税対象を欠損金額の繰越控除によって法定税たる法人事業税の課税対象である所得から控除される部分の「当期所得」としており、結局、企業税の課税標準は、常に繰越欠損金額と同額となるよう設計されている点が特徴である。この点につき、「企業税は、法人事業税と一体として、実質的には、法人事業税に係る課税標準の規定を変更し、新たな課税標準において法人事業税を課する効果を持つものということもできる（本件条例の目的に即し、法人事業税の課税標準に繰越控除欠損金額を付加して当該付加部分には低率の法人事業税を課するものとも評価ができる）。このような法定税率の課税標準の変更是、被告自身が本件条例の制定過程において当初から第一義的に意図していたようくに地方税法自体の改正によって行われるか、そうでなければ、同法が法人事業税の課税標準の例外を一定の要件の下に唯一認めていた改正前地方税法七二条の一九の規定に基づいて行われるべきものであって、法定外税の形

式によってこれを実質的に実現しようとすることは、地方税法の趣旨に反するものといわなければならぬ」と判示した。  
(4) ところが、第一審（東京高裁平成二二年二月二五日判決・判例時報二〇七四号三三頁）は一転して原告敗訴の逆転判決となる。すなわち、①の法律と条例の関係については、「法定税と法定外税の関係は、「前者が基幹的、後者は補充的なものとみることができるが、その間に優劣を定めてはいないし、優劣があると解すべき根拠はない。したがつて、法定外普通税は法定普通税について具体的に示された準則に従わなければならぬ」という理由はない。」と判示した。また、②の繰越欠損金については、「改正前地方税法は、法人事業税の原則的な課税標準を「所得」と定め、その計算上繰越控除を認める規定を置く一方で、「事業の情況に応じ」、地方公共団体の判断により、「所得」によらず「資本金額・売上金額・家屋の価格・従業員数等」を課税標準とすることを認めていた（七二の一九）。」そうすると、「同法は、法人事業税について、欠損金の繰越控除が全国一律に必ず実施されなければならないほどの強い要請であるとまで考えていいといわざるを得ない。ましてや、同法が、法人事業税においては原則として欠損金の繰越控除により課税をしないものとしている控除前の利益について、別の税が課税されることを強く拒否していると解さなければならぬ理由があるとはいひ難い。」「企業税は、繰越欠損金額が当期利益額を上回る場合には、利益額の限度でしか課税されないものであるから、繰越欠損金に課税するものではないことが明らかであつて、課税標準が繰越控除欠損金額と同額になるといふのは、比喩的な表現にすぎず、そのように読み替えることができるとか、実質的な課税標準は繰越控除欠損金額であるとかいうのは、当たらない。」以上により、企業税は法人事業税とは「別の税目」として創設されたものであつて、本件条例は地方税法に違反せず、他にこれを違法無効というべき理由はないとして、本件各更正等は、本件条例に基づくものとして適法有効であるとした。

本件は逆転に次ぐ逆転で、最高裁は原告勝訴の判決を下した。まず、①の法律と条例の関係については、「普通地方公共団体は、地方税に関する条例の制定や改正に当たっては、同法の定める準則に拘束され、これに従わなければならぬ」というべきである。したがつて、法定普通税に関する条例において、地方税法の定める法定普通税についての強行規定の内容を変更することが同法に違反して許されないことはもとより、法定外普通税に関する条例において、同法の定める法定普通税についての強行規定に反する内容の定めを設けることによつて当該規定の内容を実質的に変更することも、これと同様に、同法の規定の趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものとして許されないと判示した。

次に、②の繰越欠損金の取扱いについては、「法人税法の規定する欠損金の繰越控除は、平成一五年法改正前においては法人事業税の課税標準である各事業年度の所得の金額の計算について、いざれも必要的に適用すべきものとされていると解され、法人税法の規定の例により得の金額の計算について、平成一五年法改正後においては法人事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所 得の金額の計算について、いざれも必要的に適用すべき税に関する同法の強行規定であるといふべきである。」したがつて、「たゞえ欠損金額の一部についてであると法の強行規定と矛盾抵触するものとしてこれに違反し、排除することは許されず、仮に条例にこれを排除する内容の規定が設けられたとすれば、当該条例の規定は、同例企業税を定める本件条例の規定は、地方税法の定める欠損金の繰越控除の適用を一部遮断することをその趣

(6) 金融商品会計に関するQ&A（平成二一年九月  
一四日付け日本公認会計士協会会計制度委員会。以  
下、Q&Aと引用）Q五四のA参照。

(7) 『平成二一年版 改正税法のすべて』（大蔵財務  
協会、二〇〇〇）一七六頁。

(8) 本件は取して考えると、実務指針が認めている  
基礎商品比較法によれば、ヘッジ対象・手段に係る  
為替の値動きが同じである以上、本件米ドル建社債  
価額と本件通貨オプションの想定元本がほぼ同額で  
ある限り、オプションの行使価格が例えば「一ドル五  
〇円、三〇円」といった行使可能性の非常に低いもの  
であつたとしても、ヘッジが有効とされる。もちろん、  
Q&A・前掲注（6）・Q五四のAは、」ののような状  
況を想定しておなからいと推測される。

(9) IFRS 9 Financial Instruments は誤れぬトノ  
スコラーケ (<http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Documents/2013/IFRS-9-November-2013.pdf>) 参照。

〔神奈川県臨時特例企業税通知処分取消等請求事件〕最高裁平二二〇判二四二号、平25・3・21一  
〔小法廷判決、破棄自判、判例時報二一九三号三  
頁、民集六七卷三号四三八頁〕

計算した場合の所得の金額に相当する金額（当該金額が繰越控除欠損金額を超える場合は繰越控除欠損金額に相当する金額）を課税標準とし、税率を原則一〇〇分の三（平成一六年四月一日以降は一〇〇分の二）とする臨時特例企業税（以下、「企業税」という。）を課するものとした。

原告は、当初申告において、平成一五年度分の企業税について、税額を一二億八六四五万五六〇〇円とする旨の期限内申告・納付をし、同一年度分の企業税について、税額を六億五六七五万七五〇〇円とする旨の期限内申告・納付をしたところ、神奈川県税事務所長は、平成一五年度分の企業税について、税額を一三億一一二二万七四〇〇円（新たに納付すべき税額二四七七万一八〇〇円）とする更正及び過少申告加算金の決定を、また同一六年度分についても、税額を六億六三四一万六一〇〇円（新たに納付すべき税額六六五万八六〇〇円）とする更正及び過少申告加算金の決定をそれぞれ行つた。

そこで、原告は、本件条例は法人事業税につき欠損金額の繰越控除を定めた地方税法の規定を潜脱して課税するものであり、違法・無効であるなどとして、被告に対し、主位的主張として原告が納付した平成一五年度分及び平成一六年度分の企業税、過少申告加算金及び延滞金に相当する金額の誤納金としての還付並びにその還付加算金の支払を、予備的主張として神奈川県川崎県税事務所長が原告に対しても上記各年度分の企業税の更正及び過少申告加算金決定の取消し、上記金額の過納金としての還付並びにその還付加算金の支払をそれぞれ求めて本訴に至つた。

(2) 原告主張の主な論点は、本件条例が、法人事業税の課税標準につき欠損金額の繰越控除を定めた規定（平成一六年改正前地方税法第七十二条の一四第一項、改正後地方税法第七十二条の二三第一項）を潜脱して課税するものであるという点である。これに対し被告は、本件条例は地方自治体の課税自主権に基づき、地方税法二五九条以下に規定する法定外税の新設に係る要件及び手続を満たして制定されたものであり、それ以外の法定税に係る規定は法定外税の準則となるものではないなどとして、本牛条件は適法・有効であると主張し

業年度の所得の金額の計算につき欠損金の繰越控除を実質的に一部排除する効果を生ずる内容のものであり、各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担ができるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から欠損金の繰越控除の必要な適用を定める同法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものであつて、法人事業税に関する同法の強行規定と矛盾抵触するものとしてこれに違反し、違法、無効である」と判示した。

### 【評決】 判旨に賛成

#### 一 問題の所在

スウェイフトの名著『ガリヴァー旅行記』に、二人の学者がカンカンになつて税金の議論をしているという一節がある。一人はそれは悪徳愚行に課税するのがいちばん正答だ。ところが相手はまさに正反対で、人々が主としてみずからうねねぼれている心身の長所に対してこそ課税しろといふ。このよな荒唐無稽な説により実際に課税が行われることはないが、ひとたび「悪徳愚行税」が法律として成立した場合、われわれ国民は憲法三〇条に従つて、課税要件を充足した場合にその納税義務を負う。本件は、まさに租税法律主義、地方税条例主義をいかに考えるかという問題にあたり好個の事件といえる。

問題点の所在を明らかにするため、トゥルーミン図式により本件を整理すると、下記のとおりである。

すなわち、本件は、企業税を合法とする結論(C)を導く理由付けとして「地方税条例主義」(W)を擧げるが、地方税条例主義はあくまで地方税法に定める準則の枠内で地方自治体に課税権を付与するもので(R<sub>2</sub>)、地方税法が法人事業税(法定税)の課税標準にあたり繰越し金の必要的控除性(R)を認めているのに対し、実質的に繰越し欠損金を課税のターゲットとする法定外税た

2214号 判例時報  
2214号 判例時報  
ここでこの矛盾抵触につき、「各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担ができるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的」という最高裁判昭和四三年五月二日第一小法廷判決・民集二二巻五号一〇六七頁を用意し、繰越し欠損金の必要的控除性は保証されるものとした。

しかし、この昭和四三年最高裁判決は、合併における被合併法人の繰越し欠損金の引き継ぎが問題となつた事件である。また、同判決では、法人税法が欠損金額の繰越し控除を青色申告者の特典としていること自体、租税政策上の考慮にてたものということができるし、繰越し欠損金の問題は課税所得計算における必要的控除性という観点よりも、租税政策上の考慮がキーワードとなつていてる判断と筆者は位置づける。すると反証としてあげた二つの判決は、むしろ企業税が別の税目として課税される「特段の事由」の方に「必要的控除性」と比較考量して重きがある場合、再反駁の有力な手がかりとなるのである。

本件条例は、企業税の課税標準を、「第七条 臨時特例企業税の課税標準は、各課税事業年度における法人の事業税の課税標準である所得の金額の計算上、繰越し控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合における当該各課税事業年度の所得の金額に相当する金額(当該金額が繰越し控除欠損金額に相当する金額を超える場合は、当該繰越し控除欠損金額に相当する金額)とする。」としている。また、同条例第三条の用語の定義において、「(2)繰越し控除欠損金額 法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の一四第一項課税標準である所得の計算の例によつて算定する場合において、法人税法(昭和四〇年法律第三四号)第五七条第一項(略)の規定により当該各事業年度の所得の金額

の計算上、損金の額に算入することとされている欠損金額に相当する金額(略)をいう。」とした。すなわち、この規定振りからると、繰越し欠損金の概念は、本件条例の上位にある法人税法、地方税法に規定する内容としており、本件企業税はまさに原告が指摘するように、実質的に繰越し控除欠損金額を課税標準とするものと読み替えることができるものとなつていて。そうすると、欠損金自身はプラスの所得ではなく、企業税はマイナスの所得に拘束力を見いだすこととなり、それは所得課税理論からすると、結局、資本課税(武田昌輔「神奈川県臨時特別企画税事例Vol.42」)となり、租税の資本不可侵の原則を根本的に搖るがす税となつてしまふのである。

しかし、このような批判に対しても、繰越し控除の内容をみると、たとえば欠損金額のうち投機的活動に起因するものについて繰越し控除の適用を遮断しても、本来の事業活動に係る欠損金とは性格を異にし、本格的な外形の一環からしても、課税の理由付けは可能であると被告はいう。この点につき控訴審は、「繰越し控除の遮断」は、最終的に整理された法定外普通税の創設の動機となつたものであり、企業税の実際上の効果を分かりやすく端的に示した言葉にすぎず、これを根拠にして、企業税が法人事業税の課税標準等を変更しようとする実質のもの、あるいは法人税法の規定を潜脱するものとまでいわなければならぬことは解し得ない。」と説明する。

しかし、本件企業税の目的は応益課税という名目を借りて、いかにして繰越し控除の当期利益部分に課税しようかとするスキームであり、この控訴審判示は單に裁判官の感想のみがしるされているに過ぎない。そこで最高裁判は、本件企業税が改めて「繰越し控除の適用を一部遮断することをその趣旨、目的とするもの」と判示し、明確に繰越し控除の必要な控除性を確認する判断を示したので

ある。  
三 法律と条例の関係  
繰越し控除の必要な控除性は絶対であろうか? 控訴審は、繰越し控除の控除につき「五年間ないし七年間に限り繰越し控除を認めるとする規定も、六年目以降ないし八年目以降になつても欠損金が残つている法人については、その事業実態を無視して課税することを容認しているのであり、そのこと自体が、立法裁量にかかる問題ではある」と判示している。そして、この立法裁量について文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決しなければならないとしたことによる。そ

法判断の限界も判示した。

繰越し控除の必要な控除性を認めないとする立場の動機としては、平成二三年一二月の改正で、中小法人以外の法人の青色欠損金の控除限度額が、欠損金額控除前の所得の金額の一〇〇分の八〇相当額とされ(五七①)、また青色欠損金の繰越し期間が七年から九年に延長されている。この一〇〇%の繰越しを認めないとする立場の動機そのものであり(欠損金の繰越し控除の相対的政策性について(品川芳宣「地方税法における法定外普通税制定の限界」ZEIKEI参考))、必要な控除性の論者が、いかにゴーリングコンサーンを前提とした期間損益計算において、欠損金はいずれかの事業年度の利益と精算されることは自明であるといつても、法律として一端成立した制度を違法とすべき術はない。一〇〇%の繰越しを認めな

本件において繰越し控除の取扱いは、最も本質的な問題であるにも関わらず、いずれの判決でも読者を満足させる内容が示されていないと考える。たとえば、控訴審判決は、「法人事業税においては原則として欠損金の繰越し控除により課税をしないものとしている控除前の利益について、別の税が課税されることを強く拒否していると解さなければならない理由があるとはいひ難い。」とし、持つて回った言い方をする。控訴審判決は繰越し控除の必要性について積極的に触れることがない。課税が地方税条例主義で拒否される理由がない以上、この問題は、カール・ポパーがいうように、あくまで反証されるまでの間は暫定的に棄却されていない状態にあると

そこで、最高裁は、反証として、「各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から欠損金の繰越し控除の必要な適用を定める同法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものとしている控除前の利益について、別の税が課税されることを強く拒否していると解さなければならない理由があるとはいひ難い。」と

判決は、「法人事業税においては原則として欠損金の繰越し控除により課税をしないものとしている控除前の利益について、別の税が課税されることを強く拒否していると解さなければならない理由があるとはいひ難い。」と

金の必要な控除性について積極的に触れることがない。課税が地方税条例主義で拒否される理由がない以上、この問題は、カール・ポパーがいうように、あくまで反証されるまでの間は暫定的に棄却されていない状態にあると

そこで、最高裁は、反証として、「各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から欠損金の繰越し控除の必要な適用を定める同法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものとしている控除前の利益について、別の税が課税されることを強く拒否していると解さなければならない理由があるとはいひ難い。」と

